

参考資料

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 260 万年前以後）に繰り返し動き、将来も活動するすると考えられる断層です。

○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物のことを示します。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせる必要があります。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難・救助、消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路です。 [資-図 1 参照]

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○葛城市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、葛城市防災会議が葛城市にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として策定されています。

○構造評点

上部構造の地震に対する耐力を診断する際の評価で、必要とされる耐力（必要耐力）と実際に建築物が有している耐力（保有耐力）との比較（構造評点＝保有耐力／必要耐力）で行われます。なお、総合的な評価は、地盤、地形、基礎の評価を加えて行われることとなります。

評点	判定
1.5 以上	◎ 倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	○ 一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	△ 倒壊する可能性がある
0.7 未満	× 倒壊する可能性が高い

【さ行】

○所管行政庁

耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、葛城市における所管行政庁は、奈良県です。

○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施しています。

○新耐震基準

住宅・建築物を建築する際に考慮しなければならない基準は「建築基準法」によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼びます。現在の耐震基準は、1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。新耐震基準では、中程度の地震（震度 5 強程度）に対しては建築物には被害が起こらないこと、強い地震（震度 6 強～7 程度）に対しては、建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としています。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

【は行】

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○避難路沿道通行障害建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、県もしくは市が指定した道路の沿道建築物のうち、一定以上の高さを持つ建築物です。[資-図 2・資-表 3 参照]

【や行】

○要安全確認計画記載建築物

耐震基準について既存不適格であり、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられました。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2019 年（平成 31 年）1 月 1 日に施行され、建築物に付随する塀についても耐震診断が義務付けられました。対象は以下の通りです。

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

- ・ 倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある建築物（高さ 6 m を超えるもの）
（図-2 参照）
- ・ 以下の 1 及び 2 を満たす塀
 1. 倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造（補強コンクリートブロック造を含む）の塀（前面道路中心線からの距離の 1/2.5 倍を超える高さのもの）
（図-3 参照）
 2. 過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀（25m を超える長さのもの）

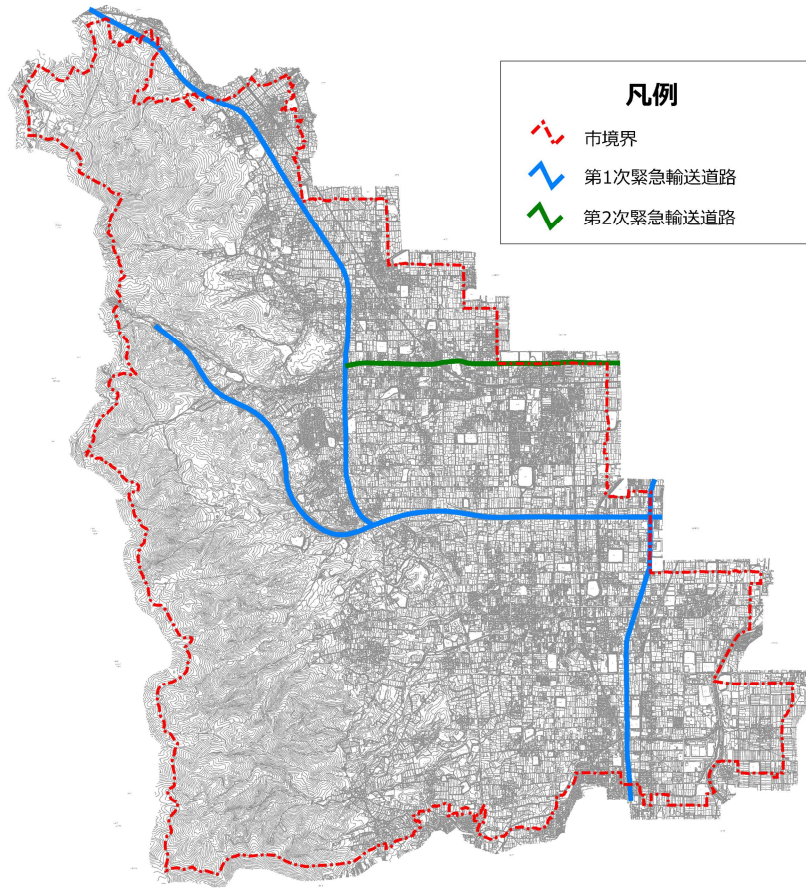
ロ 防災拠点建築物

- ・ 庁舎、病院、避難所となる体育館など

○要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日に施行され、大規模な建築物について、耐震診断を実施し、2015 年（平成 27 年）12 月 31 日までにその結果を報告することが義務付けられました。

該当する建築物は、特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物のうち大規模なものが耐震診断の義務付け対象となっています。[表 3 参照]



資-図1 地震発生時に通行を確保すべき道路

資-表1 多数の者が利用する建築物等一覧

法	用途	多数の者が利用する建築物等の規模要件(法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件(法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件(附則第3条)	
法第14条第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		ボウリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するも	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		幼稚園、保育所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供する			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
法第14条第3号	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であつて、全面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ		